

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成30年12月12日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時42分

出席者 委 員 委員長 平 池 紘 士

小 平 啓 佑 川 上 均 坂 東 一 敏

茂 呂 健 市 広 瀬 義 明 小 堀 良 江

議 長 大阿久 岩 人

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 大 浦 兼 政

古 沢 ちい子 青 木 一 男 内 海 成 和

小久保 かおる 針 谷 育 造 入 野 登志子

千 葉 正 弘 白 石 幹 男 福 富 善 明

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 梅 澤 米 満

福 田 裕 司 中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	高 崎	尚	之
教 育 部 長	高 橋	一	典
生 涯 学 習 部 長	鵜 飼	信	行
農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 田	隆	夫
商 工 振 興 課 長	福 原		誠
観 光 振 興 課 長	癸 生 川		亘
農 業 振 興 課 長	秋 間	広	行
農 林 整 備 課 長	黒 子	俊	之
産 業 基 盤 整 備 課 長	澁 江	和	弘
大 平 産 業 振 興 課 長	大 久 保	勝	弘
藤 岡 産 業 振 興 課 長	毛 塚	政	宏
西 方 産 業 振 興 課 長	石 川	徳	和
岩 舟 産 業 振 興 課 長	苗 木		裕
教 育 総 務 課 長	天 海	俊	充
学 校 教 育 課 長	大 阿 久		敦
学 校 施 設 課 長	稲 田	菊	二
保 健 給 食 課 長	藤 平	恵	市
生 涯 学 習 課 長	大 橋	嘉	孝
公 民 館 課 長	三 柴	浩	一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	飯 島	正	則
文 化 課 長	大 塚	治	男
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	高 野	義	宏

平成30年第5回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

平成30年12月12日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第118号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第119号 栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例及び栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第122号 財産の処分について
- 日程第 4 議案第130号 指定管理者の指定について（栃木市観光情報物産館）
- 日程第 5 議案第131号 指定管理者の指定について（道の駅にしかた）
- 日程第 6 議案第133号 指定管理者の指定について（栃木市栃木第六地区コミュニティセンター）
- 日程第 7 議案第134号 指定管理者の指定について（栃木市図書館）
- 日程第 8 議案第135号 指定管理者の指定について（栃木市文化会館）
- 日程第 9 議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）
- 日程第10 議案第108号 平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（平池紘土君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（平池紘土君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（平池紘土君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第118号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大阿久学校教育課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） おはようございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第118号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書28ページ、議案説明書63ページをお開きください。

まず、議案説明書63ページをごらんいただければと思います。提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、現在市職員の給与改定に伴う条例改正が上程されているところでありますが、栃木市教育委員会が任用している栃木市任期付市費負担教職員についても所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要であります。市費負担教職員給料表の給料月額を引き上げること（別表第1関係）でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、議案説明書64ページをごらんください。別表第1の給料表の引き上げにつきましては、民間給与との格差を埋めるために給料表の水準を引き上げて改定するもので、県の教育職給料表に準じております。今回の改定で

1,600円から600円程度の引き上げになります。また、これに合わせて期末勤勉手当についても4.3月分が4.4月分に引き上げられます。これによる影響額であります。現在市費負担教職員が7名おありまして、合計28万3,000円になります。

では、恐れ入ります。議案書28ページをごらんください。栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものであります。制定内容は、ただいまご説明したとおりでございます。

29ページから31ページにかけては、改正した給料表が掲載されております。また、31ページ下から32ページにかけては、附則として施行期日と給与の内払いが定められております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） それでは、質疑はありませんので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第118号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第2、議案第119号 栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例及び栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高野農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（高野義宏君） それでは、ご説明申し上げます。

ただいまご上程いただきました議案第119号 栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例及び栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

なお、今回の改正を予定しております2つの条例の名称が非常に長いことから、1つ目の栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例につきましては、この後、定数条例、そして2つ目の栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、報酬条例と、この後は略称にてご説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、説明に戻ります。議案書は33ページ、議案説明書は71ページでございます。

初めにお聞きいただきたいのは議案説明書の71ページ目でございます。提案理由でございますが、農地利用最適化推進委員の定数並びに農業委員会の会長、会長職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の見直しに当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため、定数条例及び報酬条例の一部を改正することについて議会の議決をいただくものでございます。

改正の概要につきましては、1つ目の定数条例につきましては、第3条におきまして、農地利用最適化推進委員の定数を改めること、2つ目の報酬条例につきましては、別表におきまして農業委員会の会長、会長職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を改定するものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、72ページ、73ページをお開きください。定数条例及び報酬条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、定数条例、上段のほうですね、定数条例でございますが、72ページの現行におきまして、農地利用最適化推進委員の現在の定数は78人と定めておりますが、73ページ、右側の改正案のとおり、その定数を40人とするものでございます。

続きまして、その下の報酬条例でございますが、72ページの現行におきまして、農業委員会会長の報酬額を年額102万円以内と定めておりますが、右側73ページ目の改正案のとおり年額の基本報酬を95万4,000円以内とし、そこに成果報酬を成果実績に応じ予算の範囲内で市長が定める額とするものでございます。

同じように会長職務代理者につきましては、年額72万円以内を基本報酬65万4,000円以内に、委員につきましては年額60万円以内を基本報酬53万4,000円以内に、農地利用最適化推進委員につきましては、年額30万円以内を基本報酬23万4,000円以内に、それぞれ改めまして、あわせてそれぞれに成果報酬を成果実績に応じ予算の範囲内で市長が定める額というものを追加するものでございます。

それでは、議案書のほうに戻りまして、35ページをお開きいただきたいと思います。35ページ、

一番下のところでございます。附則でございますけれども、本条例は、平成31年7月20日、実際には平成31年というのは、済みません。これは恐らく4月でなくなってしまうので、これは書き方については、恐らくはなりに、なりといいますか、正しいものに、新元号にかわるものでありますけれども、現在の議案としては、こういう形でちょっと上げさせていただいております。来年の7月20日から施行するというものでございます。

以上で説明を終了いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 市長が実績に応じてというのは、どういう金額というか、予定していますか。

○委員長（平池紘土君） 高野次長。

○農業委員会事務局次長（高野義宏君） お答え申し上げます。

これは単に何の基準もなく、市長が定める成果報酬ではございませんで、国のほうで定めております、国のいわゆる交付金というものを財源に成果報酬をお支払いするものでございますので、国が定めておりますルールがございます。ちょっと長いので、簡単に申し上げますと、2つのルールがございます、1つは農地の集積、いわゆる担い手と呼ばれる方、認定農業者であったり、農地所有適格法人であったり、これからの農業をしっかりと支えていただく方々への農地の集積、この割合でございまして、一定基準面積、栃木市で具体的に言いますと、272ヘクタールという年間の基準面積がございまして、その面積に対してどのぐらいの割合で集積が1年間に行われたのかと。例えば272であれば、いわゆる合格点であるとか、100であると、その半分になってしまうとか、300、500であれば、よりプラスになるというような成果報酬の考え方、農地集積に関するものが1つです。

それと、もう一つは、非常に課題になっております、遊休農地とか、耕作放棄地などと言われているものなのですけれども、栃木市の農地の全体面積、おおむねですけれども、約1万ヘクタールありまして、1万ヘクタールの農地のうち遊休農地、または耕作放棄地などと言われている、使われていない農地の割合が1%未満になれば、これはボーナス、ボーナスといいますか、成果報酬として成果が与えられる。残念ながら、例えば1.5%とか、2%とか、それ以上になってしまいますと、それは与えられないというような2つの、1つ目は農地の集積、2つ目は遊休農地、または耕作放棄地などの解消に向けての成果ということで、その2つのものに基づきまして成果が与えられる。成果は、もちろん上げるか上げないか、100かゼロかではございませんで、点数制になっておりまして、その成果のパーセンテージによりまして、例えば年間1万円とか、2万円とかの成果報酬、またはもっと頑張れば3万円、5万円になるとか、そのような形になっております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 上限は決まっているのですか。

○委員長（平池紘士君） 高野次長。

○農業委員会事務局次長（高野義宏君） 上限は決まっております。国から来る交付金、いわゆる補助金といいますか、県を經由して来るのですけれども、上限は決まっております、1人当たり、本当にこれは上限なので、これはなかなか現実に難しいと思うのですけれども、1人当たり年間、この人数、この形態でやった場合には約37万円ぐらいの試算がなされております。もちろん、それは国の交付金ですので、国の予算の範囲内とか、いろいろあるのですけれども、現実的には1年間に37万円のボーナス、年間のボーナスではありますけれども、成果報酬でいただくというのは、これは確率的にはほとんどないところです。

一番少ない場合だけちょっとご案内しますと、1万8,666円という、最低の場合は。年間です。1人当たり1万8,666円、これでこの倍数、倍数でボーナスが出ていくと、年間のですね、最大が37万円、約ですけれども、そんな形です。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 農業委員は何人いたのだったけね。済みません。

○委員長（平池紘士君） 高野次長。

○農業委員会事務局次長（高野義宏君） 現在の農業委員さんの数は25名で、改選後、予定しております来年の7月20日以降、農業委員さんの人数は25名で変更ございません。今回は農地利用最適化推進委員さんの定数を変更いたしまして、現在78名の定数を40名にするという議案でございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） よろしいですか。

○委員（茂呂健市君） はい。

○委員長（平池紘士君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 定数を半減するということで、先ほど遊休農地1%未満とかという話がありましたけれども、定数が減った関係で、こういった作業に困難性が生まれるとかということはないのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 高野次長。

○農業委員会事務局次長（高野義宏君） 川上委員のご心配されていることももっともだと思います。農地利用最適化推進委員さんの役目といたしましては、先ほどのマッチングとか、もしくは新規就農者の支援でありますとか、地元農業の活性化、ですけれども、もう一つ大事なポイントといたしましては、遊休農地の解消、耕作放棄地をいかに農地に戻すかということなのですけれども、これにつきましては、1期目3年、間もなく3年になりますけれども、3年間の活動の内容を踏まえま

して、もちろん人数が減ることによって、今まで何とか頑張っていた部分の成果が上がらなくなってしまうのは、これは難しいことである。

ただ、一方で、人数が多ければ、例えば農地利用最適化推進委員さんが多ければ多いほど耕作放棄地、または遊休農地が解消されていくかという、そこもなかなか実態的には難しいところであると。実際にどのような活動、どのようなことをやっていただいて、今後次期、それからこれから先をどのように耕作放棄地の解消に向けて活動するのかということ踏まえたときに、現在やっていただいている中身の中で、それ以外の要素も踏まえてですけれども、約半分の人数で活動することも可能であると、これは農業委員さん、推進委員さん、または地元の農業者のご意見、ご要望なども踏まえまして、この定数でいったところでございます。

参考までに申し上げますと、周辺の市町、いわゆる県内の市町は、これよりももっと少ない数でやっているのも実態でございまして、その辺のところ、もちろん今までどおりというわけにはいきませんが、できる限り、人数が減ることによって悪くなってしまったということがないように、今後の活動内容については積極的に我々もかかり、事務局もかかりながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（平池紘土君） よろしいですか。

○委員（川上 均君） はい。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第119号を採決いたします。

本案は、原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎発言の訂正

○委員長（平池紘土君） ここで、教育委員会のほうから、先ほどの議案について発言の申し出がありますので、発言を許します。

大阿久学校教育課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） 先ほど申し上げた部分でございますが、一部訂正をお願いできればと思います。

訂正の部分につきましては、期末勤勉手当につきましては、当初「4.3月分が4.4月分」ということで申し上げましたが、こちらについて「4.4月分が4.45月分」に引き上げられるということで、この数字につきまして訂正をいただければと思います。金額については変更ございません。

○委員長（平池紘土君） 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） それでは次に、日程第3に入ります。

議案第122号 財産の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいまご上程いただきました議案第122号 財産の処分について議案書及び議案説明書に基づき説明いたします。

議案書は38ページ、議案説明書は80ページから83ページです。まず初めに、議案説明書から説明いたしますので、80ページをお開き願います。

提案理由であります。栃木市千塚町地内の土地をビッグシェフ株式会社売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものです。

参照条文につきましては、省略させていただきます。また、82ページが位置図、83ページが分譲区画図となっております。

続きまして、議案書の38ページをお開き願います。それでは、財産の処分の内容についてご説明いたします。

まず、1、財産の表示につきましては、種別は土地、地目は宅地、面積は4,292.14平米、所在は栃木市千塚町1732番。

2、売却の方法につきましては、随意契約による売却でございます。

3、売却予定価格につきましては5,923万1,532円です。

4、売却相手は、東京都豊島区上池袋1丁目31番3号、ビッグシェフ株式会社、代表取締役、藤咲秀知。

以上で説明を終わりにします。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

坂東委員。

○委員（坂東一敏君） よろしくお願ひします。

ちよつとお聞きしたいのですが、この企業というのですか、会社の内容というのは、どういう会社なのか、お聞かせ願えればと思ひます。

○委員長（平池紘士君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） こちらの会社は、食品製造業でございまして、主にドレッシングをつくる製造の企業でございまして。

○委員長（平池紘士君） よろしいですか。

○委員（坂東一敏君） ありがとうございます。

○委員長（平池紘士君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 雇用の人数はどのぐらいを予定されているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 現在の予定としましては、26人程度の雇用が発生するという計画に予定ではなっております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） この議案が通りますと、いつぐらいから操業開始になるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 平成で言つて申しわけないのですが、平成33年4月を目途に操業を予定しております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） ビッグシェフさんのホームページを見ますと、豊島区のほうに本社と開発室がありまして、板橋区に工場があるというふうに見ました。栃木市のほうにおいては、工場として新設をされる予定でしょうか、お願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 現在の工場が板橋にあります。大変住宅地にございまして、拡張が厳しいと。今回栃木市の千塚町に進出しましたのは、工場を新しく少し広げたいというところの中で、将来は板橋区の工場が栃木市のほうに移転するという形になっております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） よろしいですか。

○副委員長（小平啓佑君） はい。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第122号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第4、議案第130号 指定管理者の指定について（栃木市観光情報物産館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） ただいまご上程いただきました議案第130号 指定管理者の指定について（栃木市観光情報物産館）についてご説明を申し上げます。

議案書は46ページ、議案説明書は91ページでございます。初めに、議案説明書から説明を申し上げます。議案説明書91ページをお開きいただきたいと思います。

議案第130号 指定管理者の指定についてであります。提案理由についてであります。栃木市観光情報物産館の指定管理者に株式会社ファーマーズ・フォレストを指定することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案説明書の説明を終わります。

次に、議案書の説明をいたしますので、議案書46ページをお開きください。指定管理者の指定について、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市観光情報物産館であります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、宇都宮市新里町丙254番地、名称は株式会社ファーマーズ・フォレスト、代表者は代表取締役、松本譲様でございます。

3の指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でありませう。

なお、申請団体につきましては、この1団体でございます。募集要項において定められた指定管理料の上限につきましては4,006万5,000円でございます。仮協定に基づく5年間の総額につきましては3,900万円でございます。各年度、平成31年度につきましては800万円、平成32年度につきましては790万円、平成33年度につきましては780万円、平成34年度につきましては770万円、平成35年度におきまして760万円でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） お疲れさまでございます。

このファーマーズ・フォレストさん、従来どおり、今までやってきた指定管理者なのですが、今回もほぼ随契に近いような形で再契約をされているのではないかなというふうにも思います。初回指定管理となったときも市からの強い要望があつて招聘したような部分もありますし、今回再契約をする、再契約という言い方も変なのでしょうけれども、今までどのように過去の実績を評価されているのか、まずお伺ひをしたい。

○委員長（平池紘土君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 今回につきましては、指定管理者の手續といたしまして、提案をいただき、その提案理由を委員会のほうで審査をいただきまして、それが点数に達しているということが、これに限らず全体の大きな流れかと思ひます。日常、ファーマーズ・フォレストに私も訪れてみますと、あそこにファーマーズ・フォレストがあつた場合、なかつた場合、観光施設があつた場合、非常に頑張つてやっているなというふうな印象はあります。当初売り上げが4,000万円くらいかなというふうにし算をしておりましたけれども、今およそ倍ぐらひの売り上げがあつて、年々増えている現状、あるいはこちらからのブランド品の展示につきましても農産物、あとはとち介グッズを中心に非常に好評だというふうにお考へしております。審査委員の中からは、もう少しこうしたほうがいいのではないかと、ああしたほうがいいというご提案もございませうが、それに応じていただけるような業者ではないかなというふうにお現在のところは思つております。

以上でございます。

○委員長（平池紘土君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回の申請内容が評価されたということでございませうけれども、我々常任委

員会のほうには、申請内容等について精査したくても何も資料がないまま、これで決まったから議決をしてくれと言われても議決のしようがないのですよ。きょうこの場で提示いただけるような、そういったすばらしい内容であるという資料の閲覧というのはいかなるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 当施設を含めまして、総務課のほうで、こういった提案の理由の資料が閲覧できることになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回の資料は、当然黒塗りというものがあるかと思うのですが、黒い部分がない資料ということで、ご用意というのはされていただいているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 閲覧する資料の中には、個人情報等入っているものについては、その部分はマスキングされている、例えば住所とか、電話番号とか、そういったものはマスキングされておりますが、いわゆる審査、業務に係るところの資料につきましては、そういった個人情報ではないと思われまますので、ごらんいただけるような状況かと思っております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 資料につきましては、とりあえずよしとしましょう。ただ、先ほどご説明がありました、ファーマーズ・フォレストさん、まず指定管理者になられてから業績を順調に伸ばしていただいている、売り上げも予想の倍の実績を上げていらっしゃるということでございますが、一旦売り場に行きますと、何となく栃木市の名産品というか、そういったものは壁際に追いやられていまして、パンとか、総菜とか、そういったものがメインのところと並べられている。

つけ加えて言うならば、ここは観光情報館でございまして、販売をする、売り上げを上げるというよりは、栃木市の情報をどれだけ来ていただいた方に提示できるかというのが本来の目的かと思ひますが、そういった本来の目的というのは十二分に達成されているとお考えでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 物産を販売してのブランド品のPR、ごらんいただくという部分も当然あるのですけれども、地元の名産品を買っていただきながらお伝えするというようなところもあります。提案の中にも、今後ブランドについて、特に取り組みを強化していくというようなどころもありまして、今後も強化に努めるということでもありますので、一定の評価ができて、お願ひできるのかなというふうには考えているところであります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 栃木市の特産品、ブランドというのは、これは当初できたときから、そうい

ったものを販売し、目的としてやっていただくことが条件としてあったはずでございますし、逆にそこに力を入れる余力が残っているということすら私には信じられない。含めて言えば、そういったブランド物を販売するに当たっての手数料も非常に高く、関係者の方から大きな不満が出ている。そういった不満の解決もなされないままに同様の条件でまた契約が結ばれているということが私は不思議でならないのですが、そういった諸条件の緩和といたしますか、改正というのは、今までまだ行われていませんよね。販売手数料というのは、下がっていないはずだと思いますけれども、そういったことを容認したまま、それは内容的に素晴らしいということで、決定をされたという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 委員会の中で、さまざまな視点から審議をされ、点数化をされ、その結果が点数に足りているというようなところでありました。さまざまご提案があり、その利用料の改定とか、あるいは先ほど来出ている小江戸ブランド、とち介グッズのPRの強化とか、そういった今までにない、あとは営業時間の延長とか、いろいろご提案、さまざまされているところがありますので、それらを着実に実行していただくということで、現在よりもいいお店づくりができるのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） つまり、まとめさせていただきますと、素晴らしいという評価点は、これからの期待に素晴らしいという評価をつけたということであって、市民の皆様の声は、多分届いていないのだろうなど。あそこは土産売り場であって、市民のため、観光客のための情報発信というのは、全てFMからですとか、外部団体の協力によってなされているものであり、ファーマーズ・フォレストさんの自助努力によって、それらが向上したという事実はどこにもないという説明にしか聞こえないのですけれども、これ以上質問はさせていただきますけれども、私今回もうちょっと精査した内容での評価点の算出というものを期待させていただければと思います。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） 今の広瀬委員と似たような、ちょっと質問になってしまうのですが、これは手数料というのは、会員の方からは25%でしたっけ、ちょっと確認します。

○委員長（平池紘土君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 済みません。資料は手元にあるのですが、調べてすぐご発言いたします。

○委員長（平池紘土君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） 私もいろいろな会員の方からお話を聞くのですが、やはり今言ったようにた

くさんの方々にブランド品とか、ブランド品でなくても皆さんが展示できたり、また置けるような状況をつくってあげられることが私は必要なと思うことがあります。だから、そのパーセンテージをちょっと下げていただいて、たくさんの方々に入っていただけるような会員づくりをしていただければと思います。これは要望となります。

○委員長（平池紘土君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 大変失礼いたしました。利用料金につきましては、農産物、農産物加工品につきましては、販売額の15%、コエド市場のそのほかにつきましては、販売額の40%以内という上限が決まっております、そういった中で、相対の契約の中でやっているということでございます。

以上です。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はありませんか。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） さらなるにぎわいの創出のためにフリースペースの活用ということがうたわれていると思うんですけども、市の関与と観光情報物産館の関与というのは、どのようになされているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（平池紘土君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 恐れ入ります。もう一度質問を確認させていただきたいと思いません。

○副委員長（小平啓佑君） コエド市場内にあるフリースペースの活用についてです。

○委員長（平池紘土君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） フリースペース、わいわい工房のことかと思いますが、今はそこで買った食材を食べていただいたり、あるいは訪れた方の休憩スペースというようなところで、その辺活用が十分に図られているということではないというご意見も踏まえまして、今回ファーマーズ・フォレストのほうから、さまざまな提案がなされているところであります。

例えばそこで特設の販売ができるように貸し切って、ある業者がそこで販売会を開くとか、あるいはそこをプロジェクターで映して、そこでパブリックビューイングみたいなことができないとか、そういったさまざまなご提案が約10種類ぐらい今のところ来ているところであります。

今後は、そこを貸し切ることもし、あるいは今までどおりすることもできる、あるいは学生が勉強できるようにカウンターを設ける等々の提案をいただいておりますので、今まで以上にそのところは活用が図れるというふうに期待しているところであります。

以上です。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第130号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第130号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第5、議案第131号 指定管理者の指定について（道の駅にしかた）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川西方産業振興課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君） ただいまご上程をいただきました議案第131号 指定管理者の指定について（道の駅にしかた）についてご説明を申し上げます。

議案書は47ページ、議案説明書は92ページでございます。初めに、議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書の92ページをごらんください。

提案理由でございますが、道の駅にしかたの管理を行う指定管理者を株式会社ニックスに指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の47ページをお開きください。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、道の駅にしかたでございます。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地は埼玉県狭山市入間川4丁目25番3号、名称は株式会社ニックス、代表者は代表取締役、荒井英郎でございます。

3の指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

坂東委員。

○委員（坂東一敏君） 済みません。さっきのとちょっと関連してしまうのですが、これはやはり手数料、また会員の方々からお聞きをしております。ちょっと高いのではないかというお話も聞いているのですが、ここに関しての手数料のあれはわかりますか、教えていただければありがたいのですが。

○委員長（平池紘士君） 石川課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君） 手数料につきましては、農産物直売所、レストラン、交流物産館ですが、農産物と農産物加工品、こちらが1号会員につきましては、販売額の15%でございます。1号会員というのは、合併前の西方町の区域に住所を有する者でございます。2号会員が販売額の16%、2号会員につきましては、上都賀農業協同組合員及び市内に住所を有する1号会員以外の者でございます。3号会員が販売額の20%、3号会員につきましては、1号及び2号会員以外の者でございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） これを1号会員、2号会員、3号会員と振り分けているのですが、これに関しての会員の方々からの要望とか、また考え方というのをお聞きになったことはございますか。

○委員長（平池紘士君） 石川課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君） 道の駅にしかたにつきましては、整備した段階で農林省のほうから補助金をいただいております、その補助の条件の中に地元の農産物等50%ということがあります。こちらにつきましては、合併後1つの栃木市になったということで、市域についても西方町でなく拡大した扱いでよろしいのかなということで考えておりましたが、県、国のほうの考えは、あくまで整備した段階での区域をもって、それが1つの補助の条件の区域であるので、そこでの差ということで、1%の差を設けてございます。

○委員長（平池紘士君） いいですか。

○委員（坂東一敏君） はい。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） ここ数年の売り上げとかがわかればお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 石川課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君） 平成21年度にオープンしまして、平成26年度から指定管理者制度に移行しました。平成26年度からほぼ売上金額が安定してきておりまして、平均で約3億2,000万円ほどでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君）　すぐ近くに天然温泉の西方夢ロマンができて、そちらにも食事ができる施設が入っております。近いところで競合が起きてしまうのではないのかなと、こう思っているのですけれども、市としてはどのようにすみ分けをしたり、また差別化をしたり、また一緒に協調できるような道があるのか、お考えになられているところをお聞きしたいと思います。

○委員長（平池紘土君）　石川課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君）　7月にオープンしました、いきいき夢ロマンにつきましては、あくまで民間が経営している事業所でございますが、温泉施設ができてから極端に道の駅のほうの売り上げが減ったということも現在のところはございません。お互いに利用した方が、それぞれのレシートをもって割引等ができる制度が今後できればいいなということで考えは持っております。

○委員長（平池紘土君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君）　ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君）　討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君）　ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第131号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第131号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君）　次に、日程第6、議案第133号　指定管理者の指定について（栃木市栃木第六地区コミュニティセンター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋生涯学習課長。

○生涯学習課長（大橋嘉孝君）　ただいまご上程いただきました議案第133号　指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書は50ページ、議案説明書は94ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書94ページをお開き願います。

議案第133号 指定管理者の指定についてであります。提案理由であります、栃木市栃木第六地区コミュニティセンターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文は、説明を省略させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の50ページをお開きください。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市栃木第六地区コミュニティセンターであります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市今泉町2丁目1番40号、名称、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会、代表者、会長、小林一成。

3の指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日の5年間であります。

なお、申請団体数につきましては2団体でありました。募集要項において定めた指定管理料の上限額は630万7,100円、仮基本協定に基づく総額は616万5,861円であります。年度額であります、平成31年度は123万3,262円、平成32年度が122万6,684円、平成33年度が123万6,405円、平成34年度は123万6,405円、平成35年度が123万3,105円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第133号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第133号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第7、議案第134号 指定管理者の指定について（栃木市図書館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋生涯学習課長。

○生涯学習課長（大橋嘉孝君） ただいまご上程いただきました議案第134号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書は51ページ、議案説明書は95ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の95ページをお開き願います。

議案第134号 指定管理者の指定についてであります。提案理由であります。栃木市栃木図書館、栃木市大平図書館、栃木市藤岡図書館、栃木市都賀図書館、栃木市図書館西方館及び栃木市図書館岩舟館の指定管理者に山本有三記念会＝ヴィアックス共同事業体を指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文は、省略させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の51ページをお開き願います。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市栃木図書館、栃木市大平図書館、栃木市藤岡図書館、栃木市都賀図書館、栃木市図書館西方館及び栃木市図書館岩舟館であります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市万町5番3号、名称、山本有三記念会＝ヴィアックス共同事業体、代表者は特定非営利活動法人山本有三記念会、会長、大塚幸一。

3の指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日の5年間であります。

なお、申請団体数につきましては2団体でありました。募集要項において定めた指定管理料の上限額は11億7,750万5,000円であり、仮基本協定に基づく総額は11億7,706万5,000円であります。年度額であります。平成31年度は2億3,378万5,000円、平成32年度から平成35年度までの各年度額は2億3,582万円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） 購入される書籍といたしますか、図書の決め方といたしますか、それはお任せなんでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 大橋課長。

○生涯学習課長（大橋嘉孝君） まず、利用者からのリクエスト等を考慮いたしまして、図書館の職員で購入一覧表みたいなものをつくるのですが、それに今度は生涯学習課の職員でチェックを入れるというような形をとっております。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） 図書館職員の、従業員の正規、非正規の割合というか、数というのは把

握されているでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副委員長（小平啓佑君） わからなければ大丈夫です。失礼いたしました。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） ほかの指定管理者のお話と違いまして、図書館というのは営利目的ではないというところがありまして、インセンティブが働かない、もうけを出せない、出さないというところからいきますと、指定管理者制度を使う目的というのは、なぜなのでしょう、お願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 大橋課長。

○生涯学習課長（大橋嘉孝君） 図書館の業務の中で一番重要なのは、もちろん書籍がいっぱいあるというのが第一目的、目標でありますけれども、もう一つがレファレンス業務となります。これは本の紹介をしたり、それからこの人に合うような本を紹介したり、それから本を借りるに当たっての相談業務ですか、こういったものが非常に大事です。これらを行うのが司書の資格を持った職員が、図書館司書の資格を持った職員が非常に重要となってくるわけですが、これが直営ですと、なかなか職員をいっぱいそろえるのが大変であるという面で、指定管理者にお任せすることによって指定管理者側のほうで図書館司書の資格を持った職員を置いていると、増やしていけるというようなメリットが一番あるかと思えます。現在窓口に立っている職員のうち73.9%の方が、割合でいくと、ですから7割を超える方が司書の資格を持っている方で運営しております。

○委員長（平池紘士君） 小平副委員長、よろしいですか。

○副委員長（小平啓佑君） はい。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第134号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第134号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第8、議案第135号 指定管理者の指定について（栃木市文化会館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚文化課長。

○文化課長（大塚治男君） ただいまご上程をいただきました議案第135号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書は52ページ、議案説明書は96ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書96ページをお開き願います。

議案第135号 指定管理者の指定についてであります。提案理由であります。栃木市栃木文化会館、栃木市大平文化会館、栃木市藤岡文化会館、栃木市都賀文化会館及び栃木市岩舟文化会館の指定管理者に株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定することについて議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の52ページをお開き願います。1の指定管理者に行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市栃木文化会館、栃木市大平文化会館、栃木市藤岡文化会館、栃木市都賀文化会館及び栃木市岩舟文化会館であります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が東京都港区虎ノ門2丁目2番5号、名称が株式会社ケイミックスパブリックビジネス、代表者が代表取締役、橋本鉄司でございます。

3の指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日の5年間であります。

なお、申請団体数につきましては1団体でありました。募集要項において定めた指定管理料の上限額は9億4,111万6,000円でございます。仮協定協定書に基づく総額は9億4,020万6,500円です。年度額でございますが、平成31年度は1億8,672万4,500円、平成32年度から平成35年度までの各年度は1億8,837万500円です。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第135号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第135号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時59分）

○委員長（平池紘土君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎議案第105号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第9、議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。
福原商工振興課長。

○商工振興課長（福原 誠君） それでは、よろしく願いいたします。それでは、ただいまご上程いただきました議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分につきましてご説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の58、59ページをお開きください。初めに、1つ飛びまして、6款1項3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は95万円の増額ですが、説明欄1事業目の新規就農支援事業費につきましては、国の新規就農支援対策を補完する市独自の新規就農サポート事業費補助金が、当初の見込み数を上回ったことにより不足が生じるため増額するものであります。

次の農業用廃ビニール処理補助金につきましては、昨年度まで農業用廃プラスチックの受け入れ先であった中国が、環境規制を理由に輸入禁止措置を行った影響により、国内での処理費用が高騰し、生産者の経費負担増が避けられない状況にあることから、イチゴやトマトを初めとした市内施設園芸の経営安定と廃ビニールの適正処理の継続を図るため増額するものであります。

次に、5目農地費になります。補正額は455万4,000円の増額ですが、説明欄1事業目の農

地事務費（栃木）につきましては、皆川城内町の農業用水路において市道横断部分の暗渠に土砂が堆積し、取水に支障を来していることから、その土砂撤去に必要な工事費を増額するものであります。

次の多面的機能事業費（栃木）につきましては、多面的機能支払推進交付金について、活動推進のための事務費として国から追加割り当てがあったことから、これに必要な事業費を増額するものであります。

次の市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、小野口町の農業用水路において、イノシシによる水路のり面の崩壊が発生し、今後隣接する農地に影響を及ぼし、営農に支障を来すおそれがあることから、その復旧に必要な工事費を増額するものであります。

次の市単独土地改良事業補助金（大平）につきましては、西水代水利土木組合の農業用井戸ポンプ改修工事及び大字新水利組合の農業用井戸改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次の県単独農業農村整備事業費（岩舟）につきましては、大岩藤土地改良区の管理する送水管が鉄道に近接し、鉄道から漏れた電流による送水管の電食を防止するための排流装置が経年劣化等により破損しているため、装置の改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次の市単独土地改良事業補助金（岩舟）につきましては、大岩藤土地改良区及び岩舟土地改良区の老朽化による用水施設等の改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次に、6目地籍調査費になります。補正額は204万2,000円の増額であります。説明欄の地籍調査事業費につきましては、地籍調査で実施した測量の結果を県へ認証請求する際に提出する図面作成等の業務委託料を増額するものであります。

続きまして、60、61ページをお開きください。6款2項2目林業振興費になります。補正額は1,377万円の増額であります。説明欄1事業目の治山林道管理費（栃木）につきましては、台風等の大雨により、林道の路肩及びのり面が崩壊し、今後通行に支障を来すおそれがあることから、その復旧に必要な工事費を増額するものであります。

次の有害鳥獣対策事業費につきましては、イノシシ、鹿の捕獲促進を図るための県の捕獲強化奨励事業費補助金交付事業により捕獲1頭につき2,000円交付される捕獲強化奨励金を平成30年当初からの捕獲を対象とした2,000頭分の報償金400万円と合わせまして、有害鳥獣駆除委託料のうち、鹿、イノシシの捕獲数の増加が見込まれるため、400頭分の委託料200万円を増額するものであります。あわせて、わな猟免許取得更新支援補助金の不足が見込まれるため、取得、更新合わせて45名分の補助金を増額するものであります。

次の治山林道管理費（大平）につきましては、西山田地内天王沢支流部分の取水路においてのり面崩落、土砂堆積により通水を阻害しているため、台風や集中豪雨時の浸水被害などが生じるおそれがあることから、治水改修工事が必要なため、工事請負費を増額するものであります。

続きまして、62、63ページをお開きください。7款商工費につきましてご説明いたします。1つ

飛びまして、1項2目商工業振興費になります。補正額は2,325万6,000円の増額であります。説明欄の中小企業融資保証事業費につきましては、新制度融資利用者が栃木県信用保証協会へ支払う保証料を補助する事業でありまして、新制度融資の利用が当初の予定より増加したため中小企業向け資金融資保証料補助金を増額するものであります。

次に、3目工業開発費になります。補正額は1,588万4,000円の減額であります。説明欄の千塚町上川原産業団地特別会計繰出金につきましては、産業団地の土地売却収入を歳出財源に充当することによりまして減額をするものであります。

次に、4目観光費になります。補正額は86万9,000円の増額であります。説明欄の観光振興宣伝事業費（栃木）につきましては、2次交通対策事業として交通アクセス情報を盛り込んだ蔵の街散策マップ及び太平山パンフレットを作成するための印刷製本費を増額するものであります。

以上、6款1項3目農業振興費から7款1項4目観光費までの説明を終了いたします。

○委員長（平池紘土君） 天海教育総務課長。

○教育総務課長（天海俊充君） 恐れ入りますが、補正予算書の78、79ページをお開きください。

続きまして、10款2項2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は737万3,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。小学校就学援助事業費につきましては、要保護・準要保護児童及び特別支援学級児童に学用品費等を援助するものであります。交付対象者が当初の見込みより大きく上回っているため、扶助費を増額するものであります。

続きまして、80、81ページをお開きください。10款3項2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は664万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。中学校就学援助事業費につきましては、要保護・準要保護生徒に学用品費等を援助するものであります。小学校就学援助事業費と同様に交付対象者が当初の見込みより大きく上回っているため、扶助費を増額するものであります。

続きまして、82、83ページをお開きください。10款4項2目公民館費につきましてご説明いたします。補正額は26万6,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。国府公民館管理運営費につきましては、今夏の酷暑に加え、施設利用者が昨年度に比べ増加していることから、当初の見込みよりも電気料金及び水道料金が大きく上回っているため、光熱水費を増額するものであります。

次の藤岡公民館管理運営費につきましては、藤岡公民館2階の男子トイレの排水管が老朽化により故障したため、排管がえ工事費を増額するものであります。

次の国府公民館大交流室照明設備更新事業費につきましては、大交流室の天井照明7基分をLED照明に更新するものであります。今回国の補助を受けて実施する環境課の二酸化炭素排出抑制対策事業費、いわゆるバルクリースによる低炭素設備貸借業務という事業に切りかえて照明をLED化することとしたため事業費を減額するものであります。

次に、3目図書館費につきましてご説明いたします。補正額は135万9,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。図書館管理運営委託事業費につきましては、地震や経年劣化により大平図書館の壁面タイルに落下の危険性が生じたため、大平図書館外壁タイル補修工事費を増額するものであります。

続きまして、84、85ページをお開きください。10款5項2目体育施設費につきましてご説明いたします。補正額は76万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。体育施設共通管理費（都賀）につきましては、都賀体育センターの暗幕カーテン修繕費であります。

次のつがスポーツ公園管理費につきましては、つがスポーツ公園遊歩道整備工事費が主なものであります。

次に、3目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は693万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。学校給食事業費につきましては、11カ所の調理場の修理等に伴い、修繕料及び維持補修費を増額するものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳出の説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） 癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 続きまして、歳入につきましてご説明をいたします。

恐れ入りますが、32、33ページをお開きください。15款2項4目農林水産業費県補助金478万2,000円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。1節農業費補助金の1項目め、土地改良事業費補助金につきましては、大岩藤地区の県単独農業農村整備事業に対する県からの補助金であります。

次の多面的機能支払推進交付金につきましては、活動推進のための市の事務費に対する国からの交付金であります。

2節林業費補助金、捕獲強化奨励事業補助金につきましては、捕獲強化奨励に対する県からの補助金であります。

続きまして、9目商工費県補助金89万8,000円の増額につきましては、右の欄をごらんください。1節商工費補助金、2次交通対策支援事業補助金につきましては、2次交通対策として交通アクセス情報を盛り込んだ蔵の街散策マップ及び太平山パンフレット作成に対する県からの補助金であります。

次に、18款1項4目千塚町上川原産業団地特別会計繰入金4億8,023万2,000円の増額につきましては、右の欄をごらんください。千塚町上川原産業団地特別会計繰入金につきましては、産業団地の土地売払収入を歳出財源に充当し、余剰分を特別会計から一般会計に繰り入れることによる増額であります。

以上をもちまして、歳入の所管関係部分の説明を終了させていただきます。

○委員長（平池紘士君） 大橋生涯学習課長。

○生涯学習課長（大橋嘉孝君）　続きまして、債務負担行為について説明いたします。

補正予算書の8ページをお開きください。第2表の債務負担行為補正（追加）の上から2項目め、道の駅にしかた管理運営委託につきましても、道の駅にしかたの指定管理期間が平成30年度で終了し、制度導入の効果が確認できたことから、引き続き指定管理者制度を導入するため、その期間と限度額を設定するものであります。

次の観光情報物産館管理運営委託につきましても、平成31年度から新たに観光情報物産館に指定管理者制度を導入するため、その期間と限度額を設定するものであります。

2つ飛びまして、吹上中学校プール槽塗装改修工事につきましても、水泳の授業が始まる6月上旬までに塗装工事を完了させるに当たり、年度開始前に入札を行う必要があるため、限度額を設定するものであります。

次の栃木第六地区コミュニティセンター管理運営委託につきましても、平成31年度から新たに栃木第六地区コミュニティセンターに指定管理者制度を導入するため、その期間と限度額を設定するものであります。

次のとちぎ未来アシストネット事業活動中の傷害保険につきましても、平成31年4月1日から保険に加入するに当たり、年度開始前に見積もり合わせを行う必要があるため、限度額を設定するものであります。

次の図書館管理運営委託につきましても、市内にある6つの図書館の指定管理期間が平成30年度で終了し、制度導入の効果が確認できたことから、引き続き指定管理者制度を導入するため、その期間と限度額を設定するものであります。

次の文化会館運営委託につきましても、市内にある5つの文化会館の指定管理期間が平成30年度で終了し、制度導入の効果が確認できたことから、引き続き指定管理者制度を導入するため、その期間と限度額を設定するものであります。

以上をもちまして、平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君）　以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君）　ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

川上委員。

○委員（川上 均君）　61ページ、有害鳥獣対策事業費が、イノシシとか、鹿で大分増えたというこ

となのですけれども、今話題になっているアカクビカミキリムシとかという関係の被害というのは増えているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 秋間農業振興課長。

○農業振興課長（秋間広行君） ただいまのご質問にお答えいたします。

アカクビカミキリムシのほうは、桃とか、桜、そういうものについて、その幼虫が木の中に入って、それが木をそのまま食べてしまうというか、それで腐ってしまってできないということで、まず私のほうでは農産物に関してなのですけれども、農産物については、今のところ、栃木市そのものが桃とか、梅ですか、栽培しているというのが、一部真名子にはありますけれども、そのものの、農産物についての被害というものは、まだご報告をいただいているというのですが、注意喚起のほうは当然ながら行っている状況でございます。

○委員長（平池紘土君） よろしいですか。

○委員（川上 均君） はい。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 79ページです。小学校就学援助事業費、中学とも共通しているのでしょうかけれども、これで大分予想を超えて増えたということですが、これで児童の何%ぐらいがお受けになっているのかというのがわかればお願いします。

○委員長（平池紘土君） 天海課長。

○教育総務課長（天海俊充君） お答え申し上げます。

それぞれのパーセンテージというのは出てございませんで、合わせた数字でよろしければなのですが、合わせますと7.04%という試算になってございます。

○委員長（平池紘土君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の川上委員の関連でお伺いしたいのですが、小学校のほうの要保護・準要保護児童も、そして中学校のほうも、ここに来て大きな伸びを示している、これが当初の予算編成のときに予想していた数よりも20%以上も、ここに来て追加ということになされてきております。その要因として、執行部がお考えになられているものをお伺いしたいと思います。

○委員長（平池紘土君） 天海課長。

○教育総務課長（天海俊充君） 人数が増えてきたというよりも、金額で多くなってきたという要素が大きいかと思います。それは1つは入学前、新入学児童準備金というものを入学前に支給するということをしておりまして、そのため、その金額がかなり増えたということで、金額として増えてきたということがございます。また、人数で大きく増えたというよりも、徐々に増えてきているというのは確かなことでございます。

○委員長（平池紘土君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 人数ではないと、要するに中身の質といいますか、どれぐらい援助するかという内容が変わってきたのだというようなご回答だと思いますが、執行部、担当所管の方々が考えるに当たり、この要保護の生徒数の推移というものが、予測ができるとすれば、来年度についてはどのぐらいの人数になってくるのか、金額になってくるのかという推計がもしあればお伺いしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 天海課長。

○教育総務課長（天海俊充君） まず、人数的には現在合わせて800名を超えておりますので、800名の半ばほどになるのかなというふうに思っているところでございます。また、金額では、平成29年度の額が6,400万円ほどになってございます。毎年1,400万円、300万円ほど増えてございますので、同様の伸びが出てしまうのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 毎年毎年この要保護については、予算も人数も増えていく傾向にあるというのは、皆さんご承知のとおりだと思います。ただ、今回このように補正予算で上がってくるということは、財源的なものが議会の議決を得るまで必要なところに払われないという形がどうしてもとられざるを得ない。ぜひ今度の予算編成については、必要だと思われる児童生徒が必要なときにすぐに支援が受けられるような予算組みを講じていただいて、余り余分にとれとは申しませんけれども、ぜひその辺の見きわめというのを慎重に行っていただきたいと思います。これは要望として出させていただきます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 63ページの中小企業ですか、融資の額が増えたということで、何社ぐらいというか、その数はわかりますか、信用保証協会の。お願いします。

○委員長（平池紘士君） 福原課長。

○商工振興課長（福原 誠君） これは何社といいますか、個人の方が融資を受ける際に保証協会に保証料を払う、それを市が全額負担しているというものでございます。当初予算では350件ぐらい見込んでいたのですけれども、既に10月末現在で273件の申請がありまして、年度末ですと、540件ぐらいになる見込みですので、今回補正をお願いするところでございます。

○委員長（平池紘士君） 茂呂委員、よろしいですか。

○委員（茂呂健市君） はい。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第105号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第10、議案第108号 平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいまご上程いただきました議案第108号 平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の19ページをお開き願います。平成30年度栃木市の千塚町上川原産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,023万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億336万4,000円とするというものであり、第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

続きまして、歳入歳出予算補正でございますが、歳出からご説明いたしますので、156、157ページをお開き願います。1款1項1目産業団地造成事業費の補正額は、増減はございませんが、財源内訳の特別財源のその他につきまして、土地売払収入が見込めることから、一般会計繰入金が必要となったため、同額の一般会計繰入金を減額し、土地売払収入を増額したため、補正額はゼロであります。その他の財源の内訳が変更となったものでございます。

次に、158、159ページをお開きください。2款1項1目他会計繰出金、補正額4億8,023万2,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。一般会計繰出金につきましては、産業団地の

土地売払収入を歳出財源に充当し、余剰金を一般会計に繰り出すために増額するものであります。

以上をもちまして、歳出の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、154、155ページをお開き願います。2款1項1目1節土地売払収入補正額4億9,611万6,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。土地売払収入につきましては、分譲が好調に進んだことに伴い、増額するものでございます。

次の3款1項1目1節一般会計繰入金、補正額1,588万4,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。一般会計繰入金につきましては、産業団地の土地売払収入を歳出財源に充当したことに伴い減額するものであります。

以上で平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 土地売払収入4億円ということなのですが、今分譲はどのぐらいになっているのか、分譲はどのぐらい済んだのかということをお聞かせ願いたいと思っております。

○委員長（平池紘土君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 平成29年度から分譲を行っており、現在先ほどご上程し、議案としてご承認いただきました、ビッグシェフまで含めまして11企業との契約を済ませております。分譲率につきましては、面積でいきますと、約75.2%、約4分の3が分譲済みです。残りにつきましては、大きな区画が3つほど残っております。そこにつきましても今商談中であり、引き合いが来ておりますので、年度内の完売を目指して進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 先ほどの議案のほうでも雇用をお聞きしたのですが、この75%、分譲が進んだということなのですが、全部であるその産業団地で雇用は、どのぐらい今雇われているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいま11社の企業の予定としましては596人、約600人程度の雇用が生まれるというふうに聞いております。現在工場のほうの建設が随分進んでおりまして、既に6企業が工事を始め、3企業が一部の操業を開始しているところでございます。ただ、その具体的な数字につきましては、今後栃木市のほうにもいろいろな情報提供ございますので、現在の当初の計画と実際はどうなったかというのは、今後推移を見守って集計したいと思っております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） よろしいですか。

○委員（小堀良江君） はい。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもってこれをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第108号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（平池紘士君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時42分）